（別紙１）

事業対象外経費一覧

（１） 謝金・旅費

・自家用車を使用する場合は必要性記載の理由書が必須。

謝金**（対象外経費）**	・事務局に提出する書類の作成等に係る賃金
旅費**（対象外経費）**	・日当 ・参加者の旅費 ・往復 100km 未満の移動に係る列車の特急料金 ・特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等） ・高速道路料金 ・ガソリン代 ・宿泊に係る食事代 ・駐車場代

（２） 借損料（会場使用料、必要機材レンタル等）

・団体及び構成団体・構成員の所有物にかかるレンタル料は認められない。
・車両を借上げする場合、必要性について記載された理由書が必須。

借損料**（対象外経費）**	・団体の運営に係る打合せ等の会場費 ・家賃、事務所賃料 ・事業実施日以外の会場使用料 ・参加者数を著しく上回る数量の物品に係る借損料

（３） 消耗品費

・単価５万円（税込）未満に限る。

消耗品費**（対象外経費）**	・飲食費、菓子折、手見上げ、酒類等 ・備品類（机、椅子等。事業終了後も使用できるもの含む） ・団体所有物以外（団体構成員個人の所有物等）の用具の新調 ・開催期間後に購入したもの ・転売可能な電化製品 ・体験時に使用していないテキストや DVD などの配布物 ・個人が所有することになる物品 ・印鑑 ・クリーニング代 ・お礼状、表彰状、参加者への配布写真

（４） 雑役務費

雑役務費**（対象外経費）**	・団体所有物以外（団体構成員個人の所有物等）の用具修理費 ・開催期間終了後の用具修繕費 ・電話、FAX、インターネット代 ・収入印紙、証紙代 ・オンライン会議等ツールの登録料 ・団体の活動広報費

（５） 保険料

保険料**（対象外経費）**	・指導者の保険料 ・物品に対する保険料 ・年間契約又は開催期間外の保険料 ・参加者が加入していることが証明できない保険料